

射水市バリアフリーマスターplan

令和2年3月 策定

令和7年9月 改定

射 水 市

<目次>

第1章 策定の背景及び位置づけ.....	1
1-1 策定の背景及び目的.....	1
1-2 バリアフリーマスターplanの期間.....	1
1-3 バリアフリーマスターplanの位置付け.....	1
第2章 射水市の概況.....	2
2-1 射水市の概況.....	2
2-2 生活関連施設及び交通網の状況.....	5
第3章 バリアフリー化の現状と課題.....	10
3-1 まち歩き点検.....	10
3-2 交通事業者アンケート.....	11
3-3 バリアフリー化の課題.....	12
第4章 移動等円滑化促進地区等の設定.....	13
4-1 設定の考え方.....	13
4-2 移動等円滑化促進地区等の設定.....	14
第5章 移動等円滑化促進に関する基本的な方針.....	19
5-1 基本理念.....	19
5-2 基本目標・基本方針.....	19
第6章 移動等円滑化の促進に向けた取組.....	20
6-1 移動の円滑化に向けた取組.....	20
6-2 心のバリアフリーに関する取組.....	22
6-3 届出制度.....	24
第7章 マスターplanの評価・見直し.....	25
計画の体系.....	26

第1章 策定の背景及び位置づけ

1－1 策定の背景及び目的

国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)」を一部改正し、市町村がバリアフリーに関するマスターplanを策定する制度を創設し、バリアフリーのまちづくりに対する取組を強化しています。

本市においても、令和2年3月に「射水市バリアフリーマスターplan」を策定し、地域における高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進してきました。

このたび、社会環境の変化などに対応し、新たな視点を取り入れるため、令和7年度を計画期間の初年度とする「射水市バリアフリーマスターplan」(以下、「本マスターplan」という。)に改定を行いました。

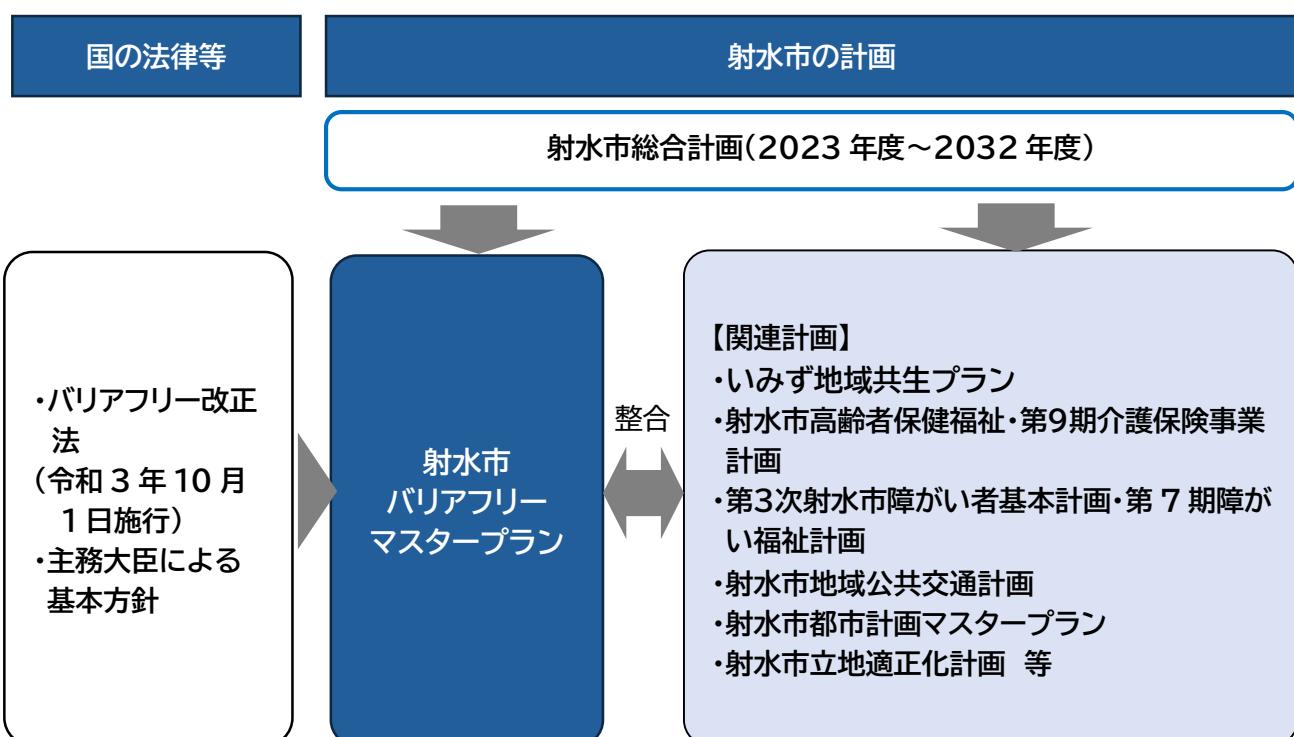
1－2 バリアフリーマスターplanの期間

本マスターplanの期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

なお、5年目の令和11年度(2029年度)を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは、本マスターplanを見直すものとします。

1－3 バリアフリーマスターplanの位置付け

本マスターplanは、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定にあたっては、射水市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



第2章 射水市の概況

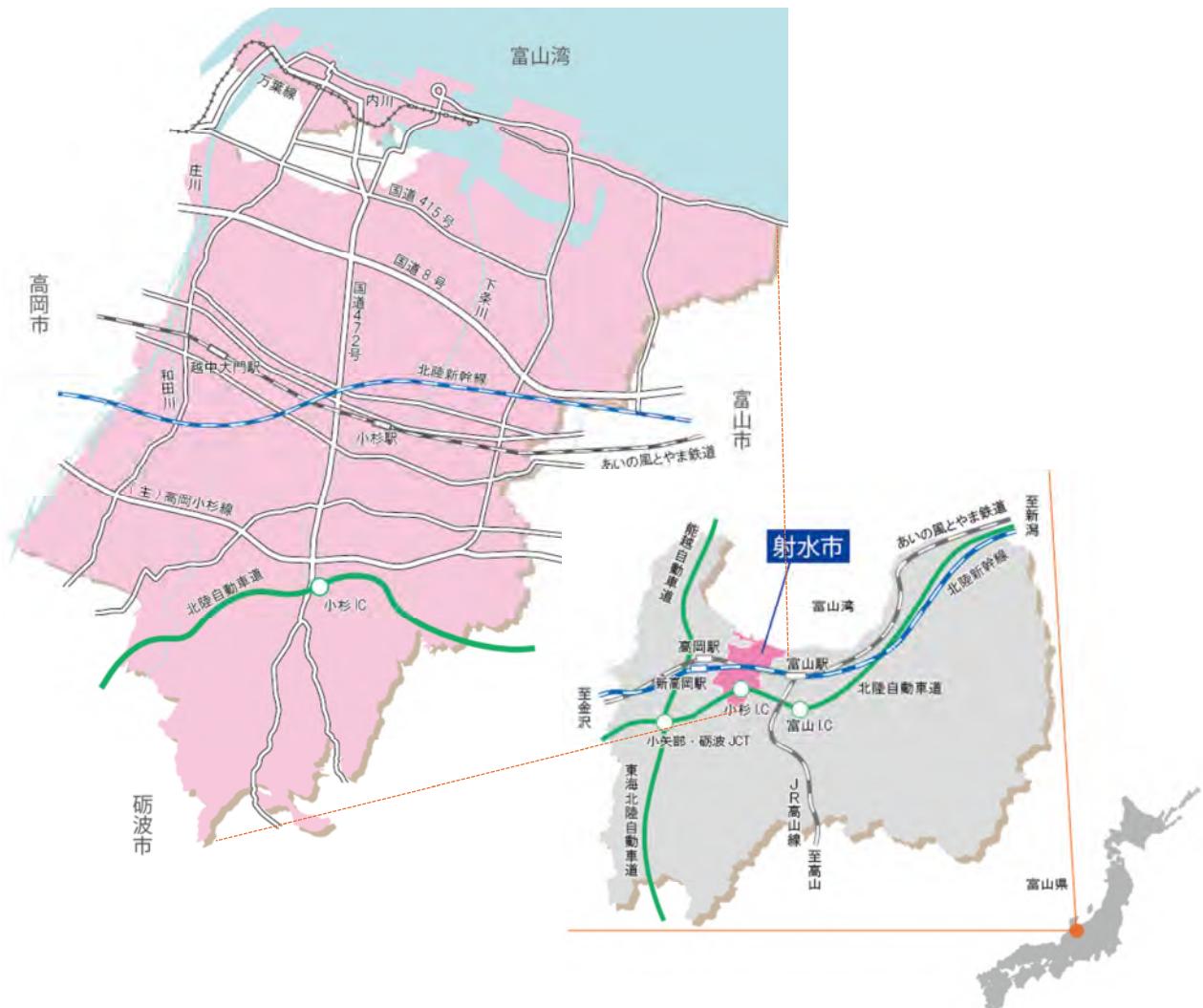
2-1 射水市の概況

(1) 位置及び地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。市域は、東西 10.9km、南北 16.6km で、総面積は 109.44km² となっており、県土面積の約 2.6%を占めています。

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されています。標高は海拔 0m から 140.2m で、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港(新湊地区)、その後背地に県内最大級の工業団地、さらに内陸部には北陸自動車道小杉インターチェンジを擁し、環日本海交流の拠点として、いわば 360 度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

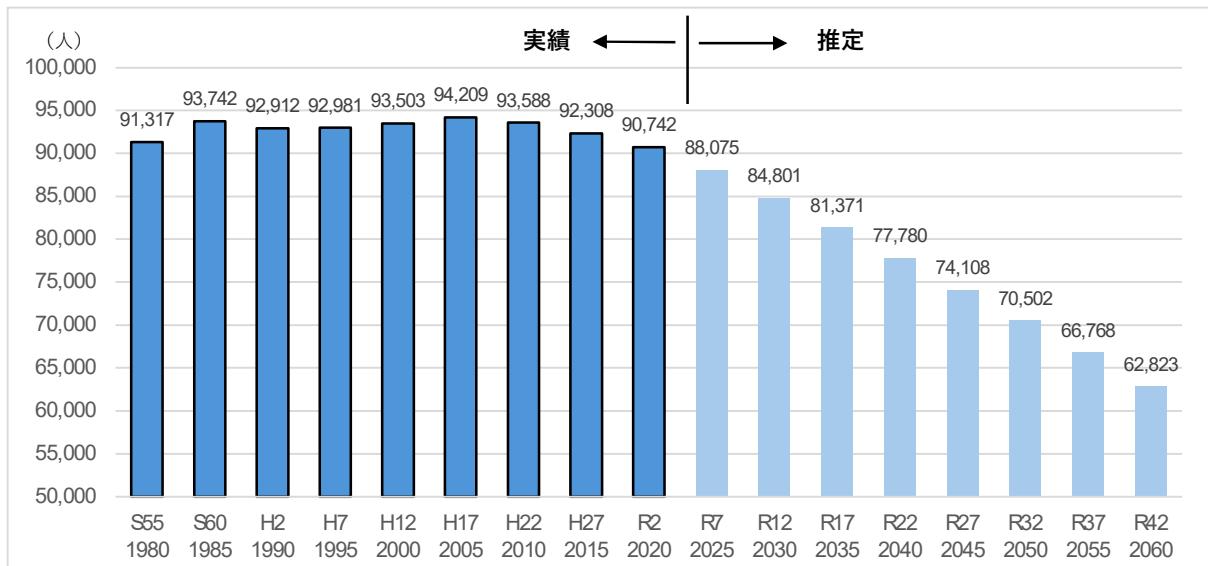


(2) 人口

①人口推移

令和2年（2020年）の人口は9.1万人で、平成17年（2005年）の9.4万人をピークに減少傾向にあります。なお、第3期射水市創生総合戦略では、令和42年（2060年）の目標人口を7万人としています。

図 人口の実績値と目標（推計値）

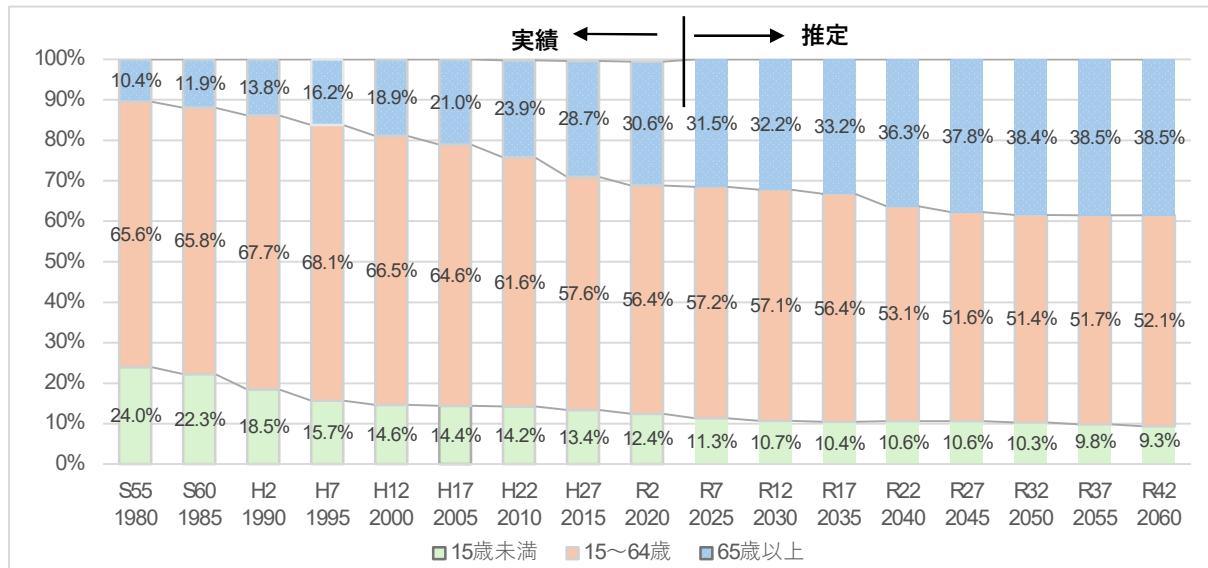


出典：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所

②3区分人口の推移

年齢3区分別の人口割合では、令和2年（2020年）時に高齢者人口（65歳以上）が30.6%を占め、年少人口（14歳以下）の12.4%の2倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口は30%を超え、年少人口は約10%で推移するものと考えられます。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値と目標値（推計値）

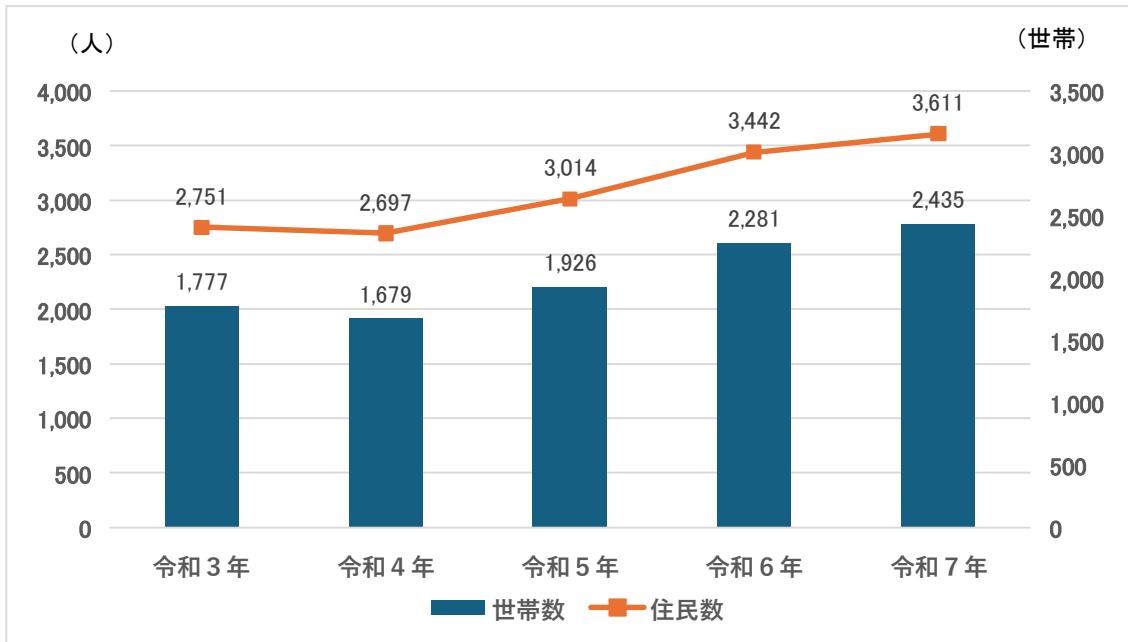


出典：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所

③外国人人口

外国人人口は令和7年において3,611人（2,435世帯）となっており、増加傾向となっています。

図 外国人居住者数（世帯数）

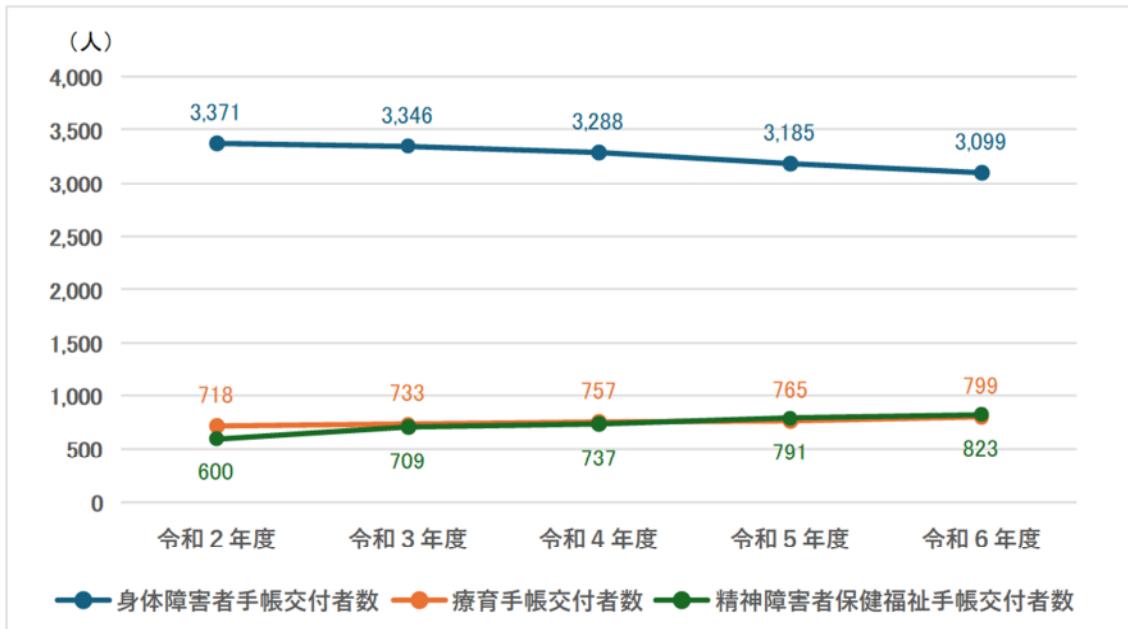


出典：住民基本台帳（各年3月時点）

④障がい者人口

身体障害者手帳交付者数は令和6年において3,099人となっており、年々減少傾向となっています。一方で、療育手帳交付者数及び精神障害者福祉手帳交付者数は、年々増加傾向となっています。

図 身体障害者、療育、精神障害者保健福祉手帳交付者数



出典：射水市

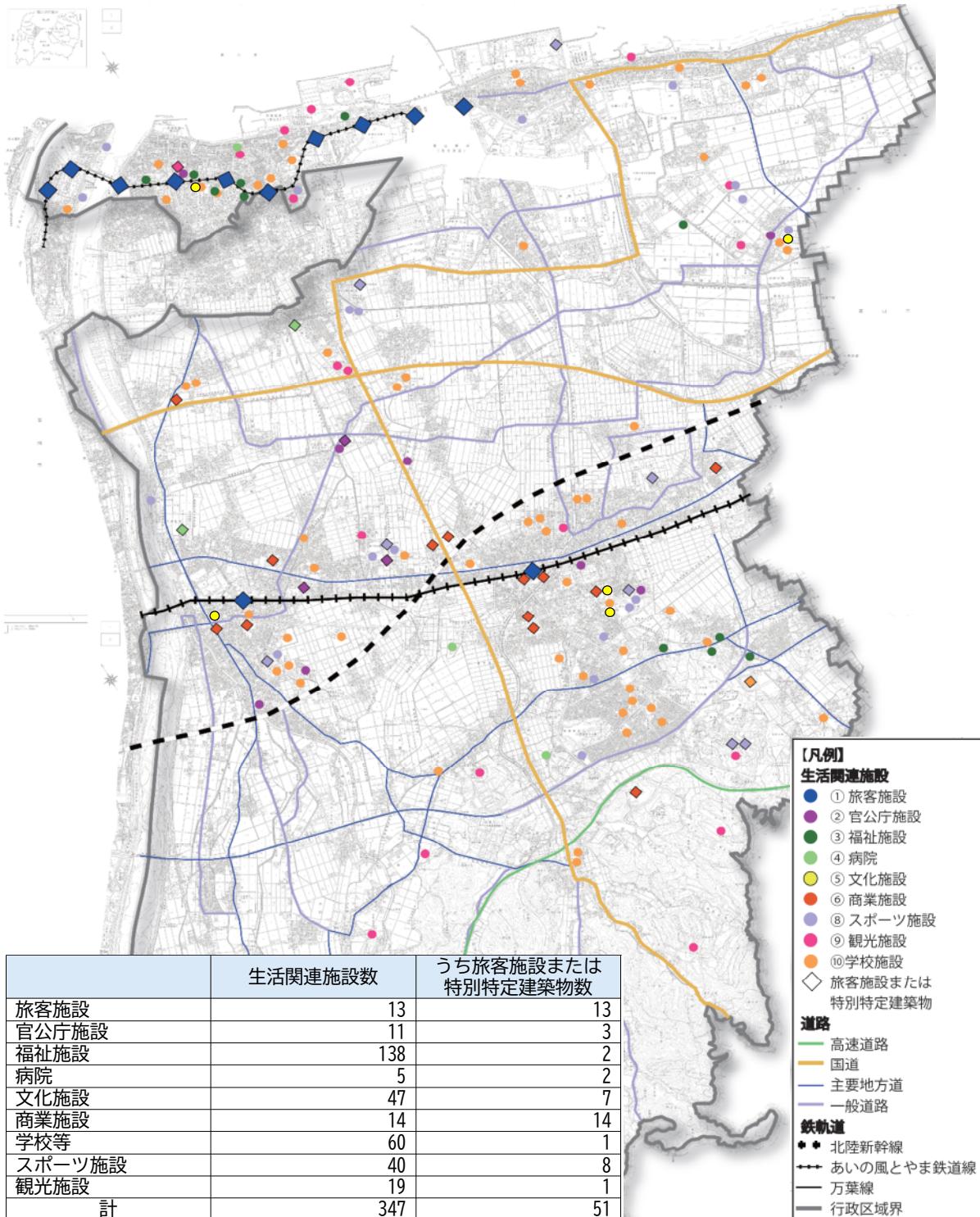
2-2 生活関連施設及び交通網の状況

(1) 生活関連施設

生活関連施設（高齢者や障がい者等を含む多くの人が日常生活や社会生活において利用する施設）に該当すると考えられる施設の分布状況は下図のとおりです。

地区別にみると、新湊地区や小杉地区での立地が多い傾向がみられます。

表 施設類型別 生活関連施設数



※特別特定建築物…不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物

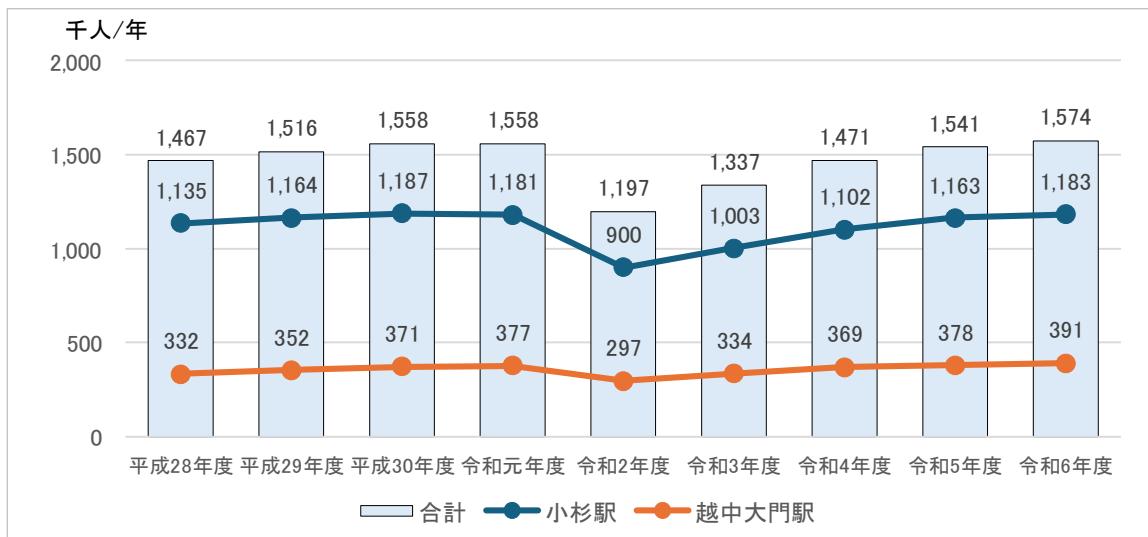
出典：射水市資料を基に集計（射水市公共施設ガイド、射水市内介護保険サービス事業所一覧等）

(2) 鉄道

①あいの風とやま鉄道

あいの風とやま鉄道の2つの駅(小杉駅・越中大門駅)があり、駅別乗車人数は、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で減少傾向にありましたが、令和6年度には、小杉駅で約1,183千人/年(約3,200人/日)、越中大門駅で約391千人/年(約1,000人/日)で推移しています。

図 あいの風とやま鉄道の利用者数の推移

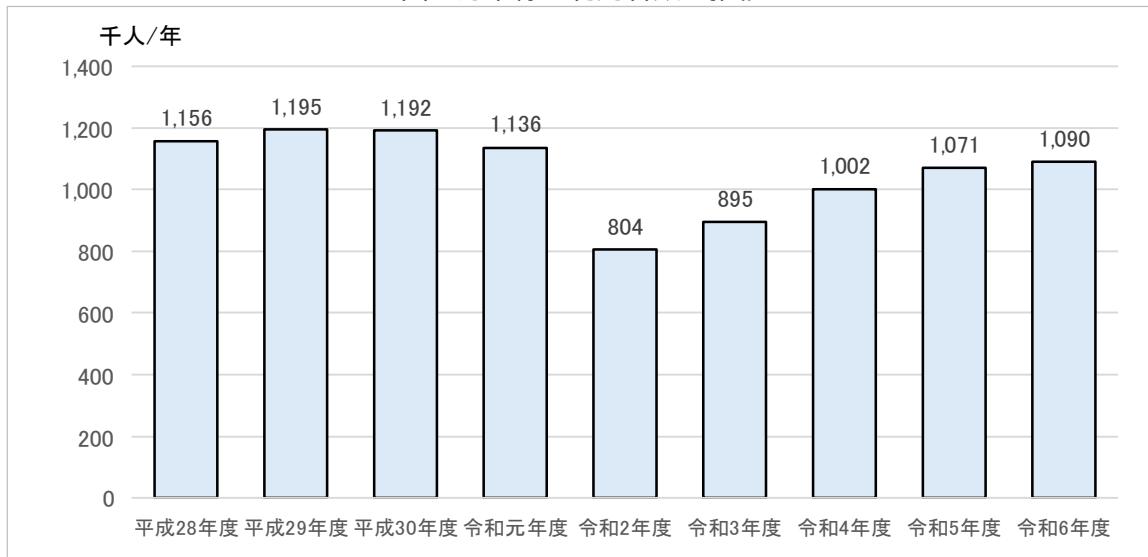


出典：あいの風とやま鉄道株式会社(平成27年3月14日まではJR西日本)

②万葉線

万葉線の9つの駅があり、利用者数は、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で減少しましたが、令和6年度には、約1,090千人/年(約3,000人/日)まで回復しています。

図 万葉線の利用者数の推移



出典：万葉線株式会社

市内万葉線駅

- ・中伏木
- ・六渡寺
- ・庄川口
- ・第一イン新湊クロスベイ前
- ・新町口
- ・中新湊
- ・東新湊
- ・海王丸
- ・越ノ潟

(3) バス

民間事業者による路線バスとコミュニティバスが運行されており、コミュニティバスの系統別の乗車数をみると、各年とも概ね新湊・小杉線が最も多く、次に新湊・本江線の順となっています。

令和5年10月からはAI オンデマンドバス「のるーと射水」の実証運行を開始しています

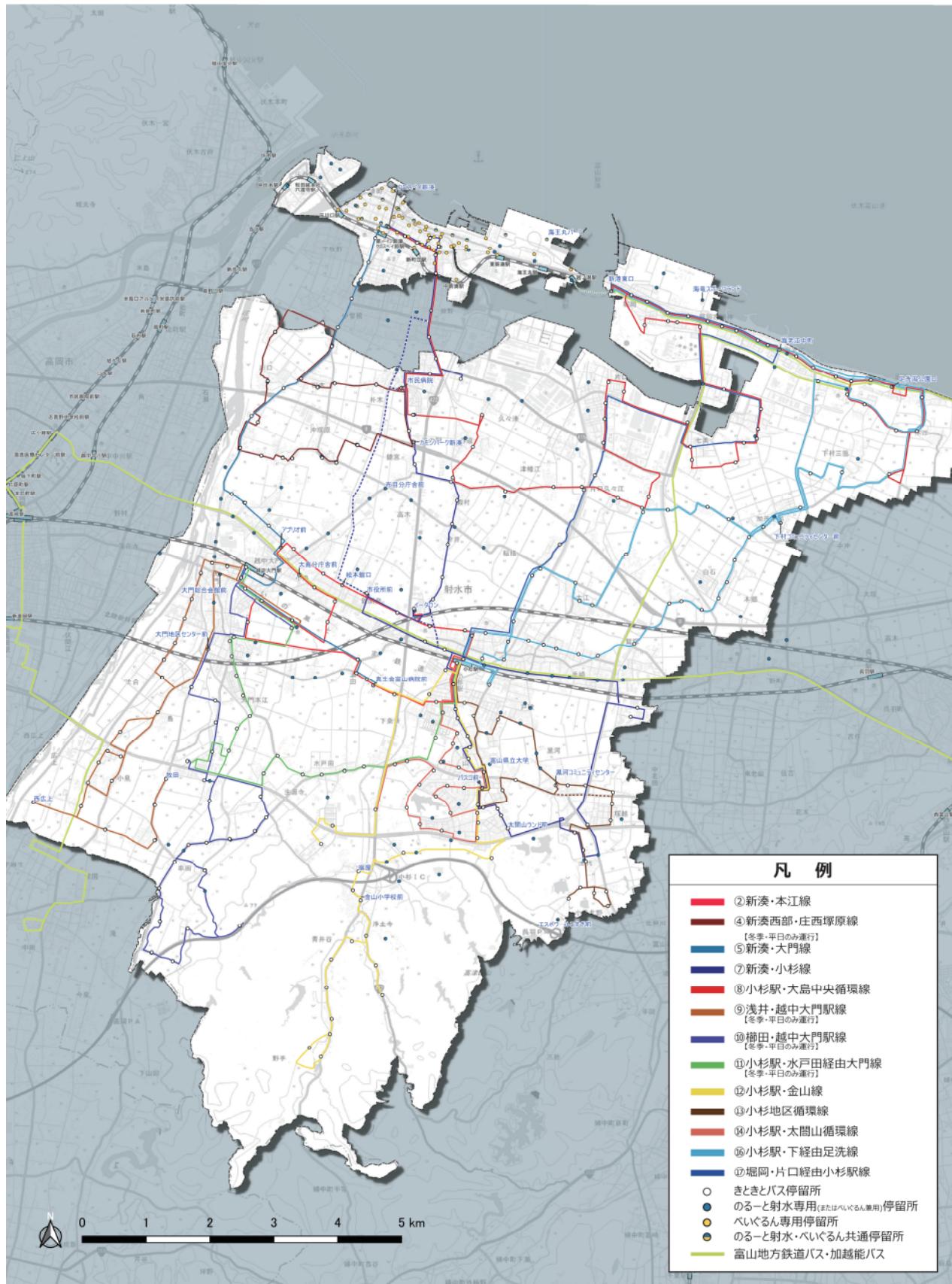
表 系統別・年間利用者数（コミュニティバス）

単位：人／年

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1	中央幹線	25,394	10,548	—	—	—
2	新湊・大門線	25,380	32,018	32,292	33,432	33,282
3	新湊・本江線	51,186	52,888	53,508	51,623	36,753
4	新湊東部・七美線	9,021	6,291	5,088	5,257	1,686
5	新湊西部・庄西塚原線	2,286	4,352	6,239	5,271	3,451
6	新湊・越中大門駅線	21,631	24,116	26,296	33,682	35,997
7	新湊・呉羽駅線	9,963	11,358	11,515	11,448	9,038
8	新湊・小杉線	60,091	63,375	66,508	77,394	87,214
9	小杉駅・大島中央循環線	615	3,797	7,594	11,647	15,804
10	浅井・越中大門駅線	3,381	3,529	3,498	4,230	3,300
11	櫛田・越中大門駅線	696	753	378	536	565
12	小杉駅・水戸田経由大門線	943	927	1,006	780	657
13	小杉駅・金山線	9,219	10,600	10,806	11,797	6,364
14	小杉地区循環線	18,599	22,313	26,626	29,187	4,067
15	小杉駅・太閤山循環線	40,266	29,113	24,313	23,895	2,738
16	市民病院・太閤山線	14,221	17,895	24,973	27,189	3,980
17	小杉駅・下経由足洗線	13,507	21,357	26,281	28,365	16,791
18	海王丸パーク・ライトレール接続線	984	531	—	—	—
19	堀岡・片口経由小杉駅線	17,769	20,508	23,428	23,831	15,965
計		325,152	336,269	350,349	379,564	277,652

出典：射水市

図 市内公共交通ネットワーク（令和7年9月1日時点）



出典：射水市

(4) 道路

本市には、3路線の国道と22路線の県道、そして多くの市道に加え、北陸自動車道が整備されています。国道及び県道、市道の実延長は、令和5年度(2023年度)末で約1,017kmとなっています。

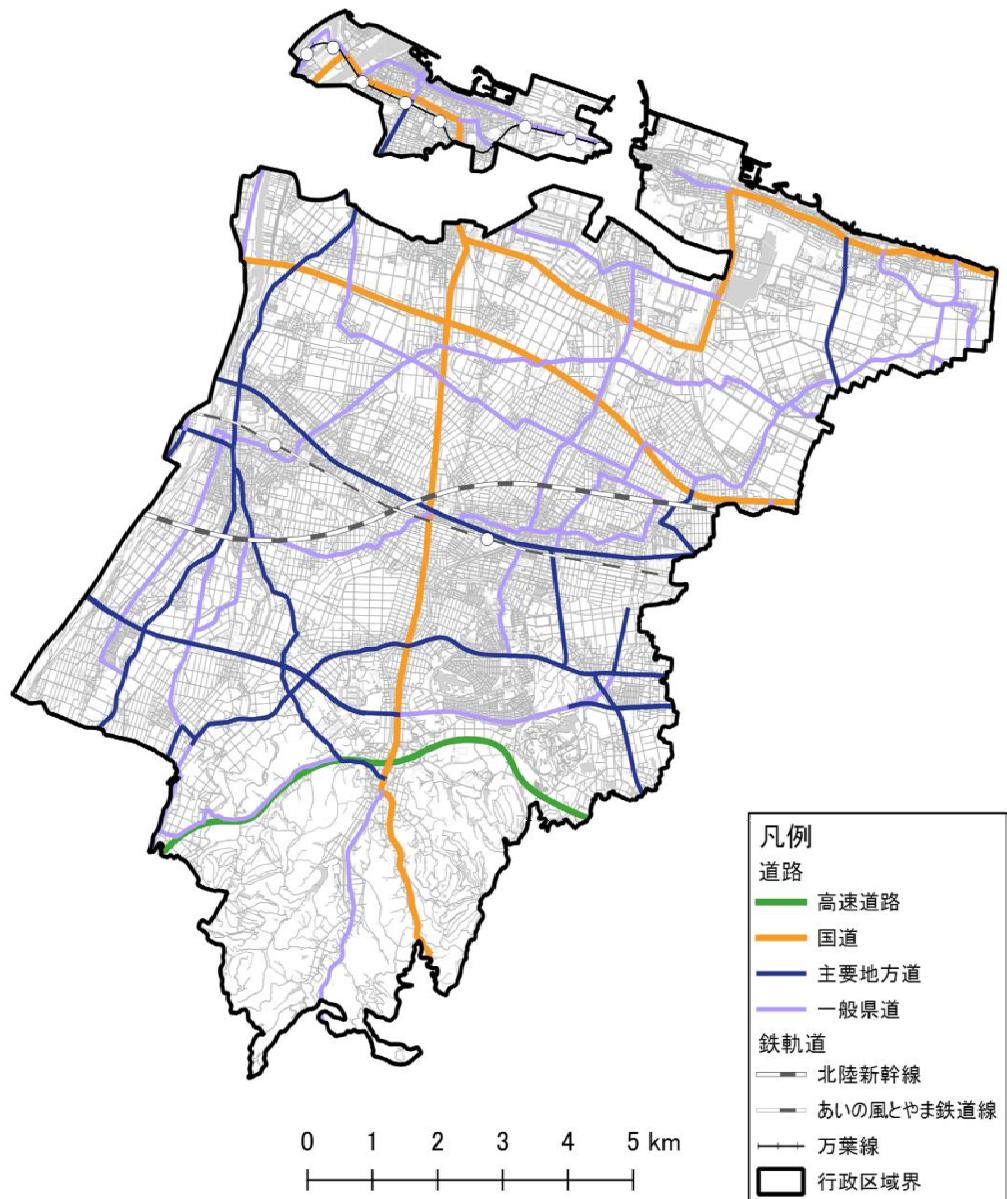


表 道路区分表 実延長（単位：m）

	国道	県道	市道	計
平成30年度（2018年度）	35,321	129,114	845,086	1,009,521
令和元年度（2019年度）	35,321	129,105	846,713	1,011,139
令和2年度（2020年度）	35,319	127,375	850,704	1,013,398
令和3年度（2021年度）	35,321	127,379	851,906	1,014,606
令和4年度（2022年度）	35,321	127,379	852,367	1,015,067
令和5年度（2023年度）	35,321	127,385	854,270	1,016,976

出典：富山県道路課及び射水市

第3章 バリアフリー化の現状と課題

3-1 まち歩き点検

(1) 目的

本マスタープランの改定に際し、現行のプラン策定時に実施したまち歩きにおいて整理した課題の改善状況を把握するため、市職員による現地確認を行いました。

(2) 概要

■実施日 令和6年（2024年）10月11日（金）13:30～17:00

■参加課 政策推進課、生活安全課、地域福祉課、社会福祉課、都市計画課、道路課

■行程

	行程
小杉地区	<小杉1> 救急薬品市民交流プラザ 市道 戸破188号線 →主要地方道 富山高岡線（初音町交差点を横断） →小杉駅 北口 広場（小杉駅前交差点を経由）→小杉駅 北口 バス降車場
	<小杉2> 小杉駅北口 小杉駅 北口 →小杉駅 北口 改札 →小杉駅 北口 公衆トイレ →小杉駅 北口 バス乗車場（小杉駅前）
	<小杉3> 小杉駅地下道
	<小杉4（施設）> 小杉駅南口 小杉駅 南口 公衆トイレ →小杉駅 南口 バス乗降場 →小杉駅 南口 改札 →アル・プラザ小杉 敷地境界
	<小杉5（道路）> 小杉駅南口 アル・プラザ小杉 敷地境界 →市道 小杉駅南線 (小杉駅南交差点までを左右往復) →小杉駅 南口 広場
	<車中1> パスコ～南太閤山コミュニティセンター
	<車中2> 小杉地区センター～ビルト・プレイス歌の森体育館～アイザック小杉文化ホール
新湊地区	<新湊2> 高周波文化ホール（新湊中央文化会館） 高周波文化ホール（正面と市道との境界） →市道
	<新湊3> カモン新湊ショッピングセンター 国道415号
	<新湊4> クロスベイ新湊 国道415号
	<新湊5> 第一イン新湊クロスベイ前駅 北口
	<新湊1> 新町口駅 新町口駅（入口） →新町口駅（ホーム）

3-2 交通事業者アンケート

(1) 概要

射水市内を運行している交通事業者（4社）に対し、バリアフリーへの対応状況についてのアンケートを行った。

■実施月：令和7年（2025年）1月

■回答事業者数：3社

■設問内容

- ・バリアフリー化の取組み状況
- ・利用者からのバリアフリーに関する意見・要望
- ・バリアフリー事業を進める上での課題
- ・今後予定しているバリアフリーに関する取組
- ・市や他の交通機関などと連携して取組みたいこと

(2) 結果概略

①取組み状況

- ・ノンステップバス導入
 - ・スロープの設置
 - ・点字ブロックの設置
 - ・ホーム柵の設置
 - ・運賃表示の多言語案内対応
 - ・英語での車内放送
 - ・障がい者対応券売機
 - ・交通系 IC カード対応
 - ・エレベーター設置
 - ・駅職員の介助やマナー研修
- など

②進める上での課題

- ・工事費の増加
- ・構造上の対応や設置が困難な個所

③取組対応予定

- ・点字ブロックの更新
- ・駅渡り線の整備
- ・エレベーター設置（未整備駅）

④市や他の交通機関と連携したい取組

- ・市の駅周辺整備と連動したバリアフリー化
- ・バスなど他の交通機関との乗り継ぎ

3-3 バリアフリー化の課題

主な生活関連施設及び交通網のバリアフリー状況や交通事業者アンケート及びまち歩き点検を踏まえ、本市におけるバリアフリー化の課題、及び前回調査時（令和元年/2019年）との改善状況（変化）を以下に整理します。

箇所	該当箇所・対象	変化
(1) 歩道・地下道・踏切・駅前広場		
・歩道の幅員の確保(狭小箇所の改善、側溝蓋の整備、植栽の適切な管理等)	歩道、踏切	変化なし
・路面の段差解消(損傷箇所の修繕、植栽の適切な管理)	歩道、地下道、踏切、駅前広場	変化なし
・歩行者動線や段差の明確化	横断歩道、地下道、踏切	変化なし
・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進	歩道、地下道	劣化、剥がれなど
・音響式信号機や監視カメラの充実	横断歩道、地下道	変化なし
(2) 建築物・駅施設・駐車場		
・出入口の幅員の確保	建築物・駅施設	変化なし
・路面の段差解消・明示(損傷箇所の修繕、融雪設備の改善、施設・歩道間の段差解消、出入口や階段の段差の明示)	駅施設	変化なし
・車いす動線の確保(エレベーターの設置、スロープの設置・改善)	駅施設	変化なし
・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進	駅施設	変化なし
・バリアフリー設備の充実(多目的トイレ、ベビーチェア等)	建築物・駅施設	変化なし
・注意喚起の充実	駐車場出入口	変化なし
(3) 案内・情報提供		
・施設案内の整備促進	地下道、公衆トイレ	
・分かりやすい公共交通案内の提供 (誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等)	駅施設	改善あり (運賃表示モニタの多言語化)
・券売機や窓口の車いす対応・視覚・聴覚障がい者対応の促進	駅施設	改善あり (小杉駅券売機カウンタ、タッチパネル)
(4) 公共交通		
・日常生活に必要な移動手段の確保		
・誰もが利用しやすい車両の導入促進	車両、駅施設	改善あり (ノンステップバス導入)
・定期点検や適切な修繕・改良の実施促進	駅施設など	改善あり (万葉線 ICカード導入)
(5) 市民意識		
・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進		
・交通マナー・施設利用マナーの啓発		
(6) 人材		
・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上 (介助、筆談対応、バス停への正着等)	交通事業者職員	改善あり (駅員への介助支援研修や介助訓練の実施)
・心のバリアフリーの推進		改善あり (啓発セミナー等の開催)

第4章 移動等円滑化促進地区等の設定

4-1 設定の考え方

(1) 移動等円滑化促進地区

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、本マスターplanでは、以下のような考え方に基づき、移動等円滑化促進地区を設定します。

- (A) 射水市都市計画マスターplan又はバリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置付けられている地区を考慮し、移動等円滑化促進地区を設定
 - (A-1) 射水市都市計画マスターplan全体構想に位置付けられている都市中核拠点（複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）
 - (A-2) 小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想に位置付けられている重点整備地区
 - (A-3) 都市再生整備計画に位置付けられている地区（小杉地区、新湊地区、（大門・大島地区））
- (B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区を、移動等円滑化促進地区に設定
 - (B-1) 重点整備地区の設定がある地区は、重点整備地区を含む
 - (B-2) 重点整備地区の設定がない地区は、主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定
- (C) 地区面積は、概ね400ha未満に設定（境界は、道路等の地形地物により区分）
- (D) 生活関連施設の立地・集積状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定
 - (D-1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物（床面積2,000m²以上）に該当するものが概ね3施設以上所在する地区を選定
 - (D-2) (D-1) の施設のうち、高齢者や障がい者等の利用頻度が高く、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる施設を含む地区
(既往アンケート調査や関係者ヒアリング調査の結果を反映)
- (E) 高齢者人口の集積状況（人口密度）やまちづくりの状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定

(2) 生活関連施設

バリアフリー法に基づく生活関連施設の定義や関係者ヒアリング調査結果等を踏まえ、本マスターplanでは、移動等円滑化促進地区内にある以下の施設を、生活関連施設として設定します。

- (A) 旅客施設、(B) 官公庁施設、(C) 福祉施設、(D) 病院、(E) 文化・交流施設、
(F) 商業施設、(G) 学校等、(H) 公園・運動施設、(I) その他施設

(3) 生活関連経路

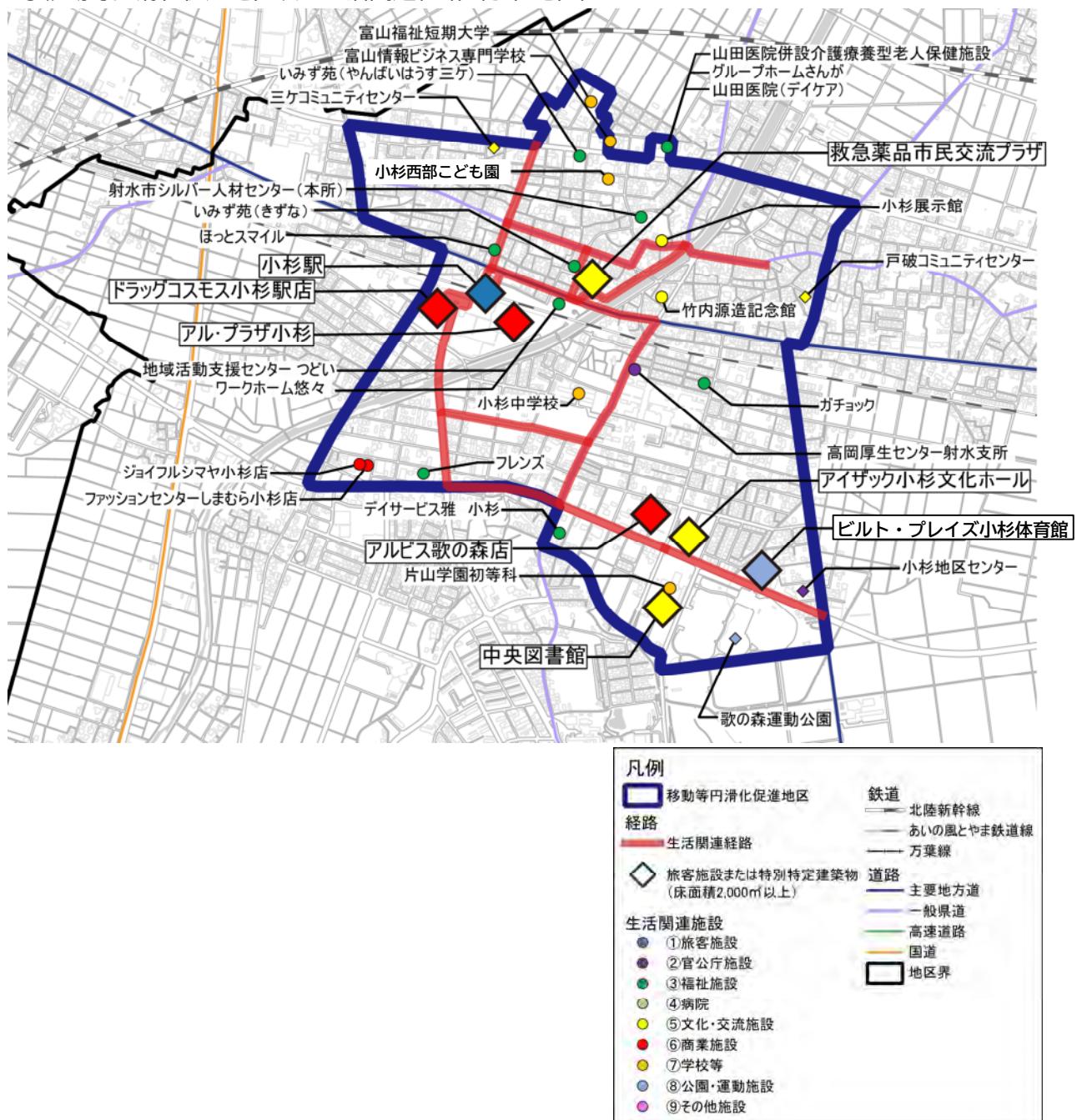
バリアフリー法に基づく生活関連経路の定義を踏まえ、本マスターplanでは、以下のような考え方に基づき、生活関連経路を設定します。

- (A) より多くの人が利用する経路を設定
 - 関係者ヒアリング調査等を踏まえ、生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
- (B) 生活関連施設相互のネットワークを確保できる経路を設定
 - 原則として、旅客施設から概ね半径500m以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
- (C) 商店街（商店等が連携する商業集積地）を経路に設定
- (D) 関連計画と整合した経路を設定
 - 特定道路（小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想）と整合した経路を設定

4-2 移動等円滑化促進地区等の設定

(1) 小杉地区

①移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（小杉地区）



②移動等円滑化促進地区の特性（小杉地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A)市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「都市中核拠点」(射水市都市計画マスターplan全体構想) 重点整備地区(小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想) 都市再生整備計画区域(小杉地区)
(B)生活関連施設の徒歩圏内にある地区	・重点整備地区を包含
(C)地区面積	・約 200ha
(D)生活関連施設の立地・集積状況	・計 34 施設の生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物(床面積 2,000 m ² 以上)に該当するものが計 8 施設所在
(E)高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口密度が高い地区を網羅 小杉駅周辺地区では、地区の再生に向けたまちづくりが活発化

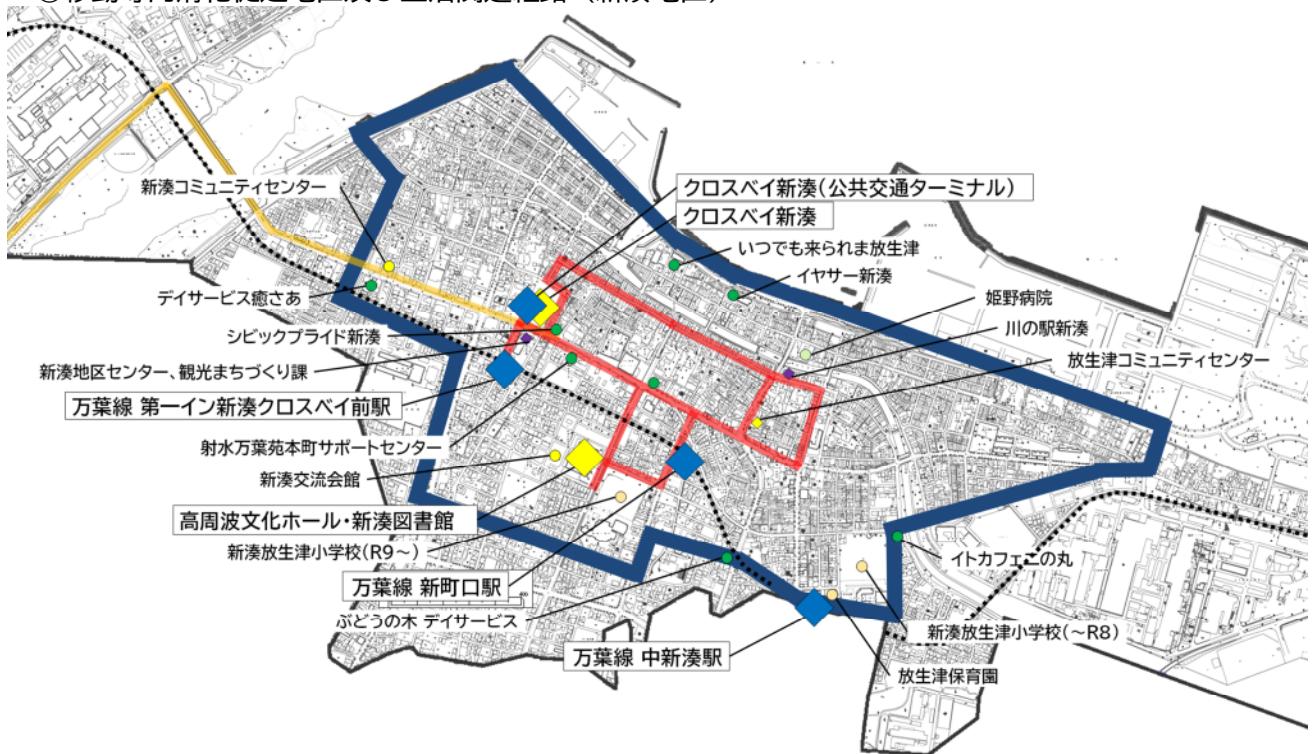
③生活関連施設（小杉地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> あいの風とやま鉄道小杉駅
官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> 小杉地区センター 高岡厚生センター射水支所
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> デイサービス 雅 小杉 山田医院(デイケア) 山田医院併設介護療養型老人保健施設 グループホームさんが 射水市シルバー人材センター(本所) ワークホーム悠久 ガチヨック いみず苑(やんばいはうす三ヶ) いみず苑(きずな) 地域活動支援センターワーク フレンズ ほっとスマイル
文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> アイザック小杉文化ホール※ 救急薬品市民交流プラザ※ 中央図書館※ 三ヶ谷コミュニティセンター 戸破コミュニティセンター 小杉展示館 竹内源造記念館
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> アルビス歌の森店※ アル・プラザ小杉※ ドラッグストアコスモス小杉駅店※ ジョイフルシマヤ小杉店 ファッショングセンターしまむら小杉店
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 富山福祉短期大学 富山情報ビジネス専門学校 小杉中学校 片山学園初等科 小杉西部こども園
公園・運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ビルト・プレイス歌の森体育館※ 歌の森運動公園

※床面積が 2,000 m²以上の特別特定建築物

(2) 新湊地区

① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（新湊地区）



凡例

■ 移動等円滑化促進地区	鉄道
— 経路	北陸新幹線
— 生活関連経路	あいの風とやま鉄道線
— 生活関連経路	万葉線
◆ 旅客施設または特別特定建築物 (床面積2,000m ² 以上)	道路
	主要地方道
	一般県道
	高速道路
	国道
	地区界
● ①旅客施設	
● ②官公庁施設	
● ③福祉施設	
● ④病院	
● ⑤文化・交流施設	
● ⑥商業施設	
● ⑦学校等	
● ⑧公園・運動施設	
● ⑨その他施設	

②移動等円滑化促進地区の特性（新湊地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A)市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「都市中核拠点」(射水市都市計画マスターplan全体構想) 都市再生整備計画区域(新湊地区)
(B)生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> 主要旅客施設から概ね半径 500m 圏内の地区を選定
(C)地区面積	<ul style="list-style-type: none"> 約 146ha
(D)生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> 計 23 施設の生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物(床面積 2,000 m²以上)に該当するものが計 7 施設所在
(E)高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口密度が高い地区を網羅 クロスベイ新湊は公共交通ターミナルとしての機能のほか、にぎわい創出や地域活性化の拠点として活用

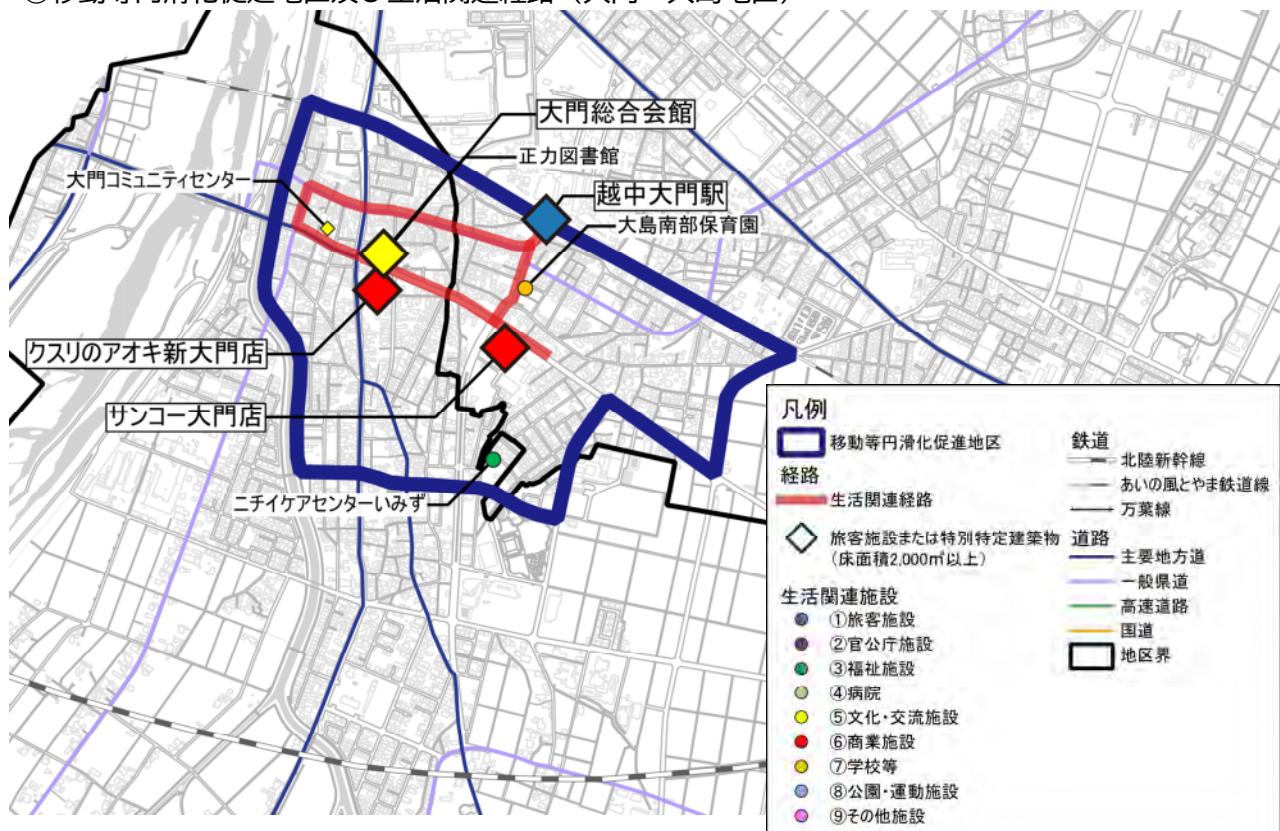
③生活関連施設（新湊地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> 万葉線第一イン新湊クロスベイ前駅 万葉線新町口駅 万葉線中新湊駅 クロスベイ新湊(公共交通ターミナル)
官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> 新湊地区センター 観光まちづくり課
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ぶどうの木ディサービス デイサービス癒さあ イヤサー新湊 イエトカフェニの丸 射水万葉苑本町サポートセンター いつでも来られま放生津 シビックプライド新湊
病院	<ul style="list-style-type: none"> 姫野病院
文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> 高周波文化ホール※ 新湊図書館※ クロスベイ新湊 ※ 放生津コミュニティセンター 新湊コミュニティセンター 新湊交流会館
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 新湊放生津小学校 放生津保育園
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> 川の駅新湊

※床面積が 2,000 m²以上の特別特定建築物

(3) 大門・大島地区

①移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（大門・大島地区）



②移動等円滑化促進地区的特性（大門・大島地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区的特性
(A)市の上位・関連計画への位置付け	・「地域居住拠点」(射水市都市計画マスターplan全体構想) ・(都市再生整備計画区域(大門・大島地区))
(B)生活関連施設の徒歩圏内にある地区	・主要旅客施設から概ね半径 500m 圏内の地区を選定
(C)地区面積	・約 91ha
(D)生活関連施設の立地・集積状況	・計 8 施設の生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物(床面積 2,000 m ² 以上)に該当するものが計 4 施設所在
(E)高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	・高齢者人口密度が高い地区を網羅 ・越中大門駅周辺地区では、地区の交通拠点である駅前線を整備し、生活利便性の向上を促進

③生活関連施設（大門・大島地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	・あいの風とやま鉄道越中大門駅
福祉施設	・ニチイケアセンターいみず
文化・交流施設	・大門総合会館※ ・大門コミュニティセンター ・正力図書館
商業施設	・クスリのアオキ新大門店※ ・サンコー大門店
学校等	・大島南部保育園

※床面積が 2,000 m²以上の特別特定建築物

第5章 移動等円滑化促進に関する基本的な方針

5-1 基本理念

「やさしさとともに歩むまち いみず」

～誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進します～

5-2 基本目標・基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本目標と6つの基本方針を掲げ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

基本目標1 安全で快適に暮らせる都市環境の形成

物理的なバリアを解消することが重要であるため、旅客施設や建築物等の生活関連施設のより一層のバリアフリー化を進めるとともに、生活関連施設間の経路を含めた一体的なバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人々が、安全で快適に暮らせる都市環境を形成することを目指します。

基本方針① 快適な歩行ネットワークの形成

基本方針② 施設内の安全性・快適性の向上

基本目標2 外出を促す都市環境の形成

外出時の移動手段や情報面でのバリアを解消することも重要であるため、多様な利用者の特性に応じた情報面でのバリアフリー化を進めるとともに、公共交通の利便性をさらに向上し、高齢者や障がい者をはじめとする市民の外出を促す都市環境を形成することを目指します。

基本方針③ 情報提供方法の充実

基本方針④ 公共交通の充実

基本目標3 思いやの心の醸成

前述のハード面の取組に加え、市民や事業者、行政それぞれが、バリアを感じている人の立場で考え方行動を起こすこと(心のバリアフリー)も重要となります。このため、啓発活動などを通じて高齢者や障がい者等の特性やニーズに関する市民や事業者等の理解を深めるとともに、それらの方々を支える人材を育成し、様々な人々の立場に応じた思いやりの心を醸成することを目指します。

基本方針⑤ バリアフリー意識の醸成

基本方針⑥ 人材の育成

第6章 移動等円滑化の促進に向けた取組

6-1 移動の円滑化に向けた取組

関係者間の意識共有のもとに以下のような取組を進め、旅客施設や道路、商業施設等を含め、一体的・計画的にバリアフリー化に向けた整備・維持を推進します。

○道路

- ・既設歩道の拡幅
- ・歩道のない道路における路面標示や電柱の移設等による安全対策の実施
- ・側溝蓋やガードレール等の適切な設置
- ・車両乗り入れ部や交差点部等における歩道と車道との勾配の緩和や段差の解消
- ・視覚障がい者誘導用ブロックや音響式信号機の適切な整備・改善
- ・街路灯や防犯灯の適切な整備
- ・舗装や視覚障がい者誘導用ブロック、植栽等の適切な維持管理
- ・不具合がある箇所の迅速な情報収集



歩道整備イメージ(大門総合会館西側)

○建築物・駐車場

- ・車いす使用者等に配慮した出入口幅や建具等の改善
- ・出入口と歩道等との段差解消
- ・障がい者等が利用しやすいエレベーター・スロープ等の設置・改善
- ・階段等における手すりや滑り止め等の整備・改善
- ・施設内の視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・高齢者、障がい者等が利用しやすい多機能トイレの設置・改善
- ・敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の確保
- ・駐車場出入口における歩行者に対する注意喚起サイン等の整備
- ・天候にも配慮した障がい者等の優先駐車場の確保



富山県ゆずりあいパーキング
(障害者等用駐車場)利用証イメージ
資料)富山県厚生企画課

○案内・情報提供

- ・誰もが分かりやすい案内（施設の存在や移動経路等）の整備
- ・誰もが見やすく分かりやすい時刻表や案内表示の設置
- ・とやまロケーションシステムの普及
- ・点字や音声等誰もが情報を入手できる案内設備の設置
- ・施設や経路におけるバリアフリー情報の発信



とやまロケーションシステムイメージ

○公共交通

- ・旅客施設におけるエレベーターやスロープ設置等による出入口からホームまでのバリアフリー化経路の確保
- ・旅客施設内やバス停周辺における視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・旅客施設における多機能トイレの設置・改善
- ・バス停における車両との段差解消
- ・バス停における上屋やベンチ等の設置による安全な待合空間の確保
- ・バリアフリー化された車両の導入促進
- ・よりスマーズな乗継ぎ等に配慮した運行の設定
- ・デマンド交通（のるーと射水）等利用手続の簡便化



AI オンデマンドバス
「のるーと射水」

6-2 心のバリアフリーに関する取組

心のバリアフリーに関する取組は、市民や事業者、行政がそれぞれの立場から協力し、進めていくことが重要です。

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者を含めた人々の多様性を理解し、特性に応じた配慮があることに気づき、日々の生活の中でお互いに思いやりのある行動を着実に実践していくことが大切です。

また、日常的に高齢者や障がい者等と接する機会の多い事業者は、利用者とのコミュニケーションや職員教育等の機会を通じ、利用者の立場でサービスのあり方を考え、着実に実践していくことが大切です。

■「心のバリアフリー」とは

心のバリアフリーとは、2020 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会の実現」に向け、「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を決定し、「ユニバーサルデザインの街づくり」に並んで「心のバリアフリー」を推進することを計画の柱として定めました。

学校教育における「心のバリアフリー」の推進や、バリアフリー法改正の取組みについても同計画に記載されており、「心のバリアフリー」の考え方として「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。」と示され、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、以下の 3 点が重要であると示されています。

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと。

（1）実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動の推進

■人材の育成・確保

- ・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上を図る教育活動の促進
- ・高齢者や障がい者等の移動及び活動を支える人材の育成や市民団体等による活動への支援
- ・学校教育におけるバリアフリー教育の充実

(2) 理解を深めるための啓発・広報活動

■高齢者や障がい者の特性やニーズの理解

- ・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解を深めるための情報発信の充実
- ・高齢者や障がい者等との交流活動への支援
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する優れた取組の情報発信
- ・高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度の普及・啓発
- ・交通マナーや施設利用マナー等の啓発活動の実施

■こどもまんなか社会の推進

- ・こども連れや妊婦にやさしいまちづくりの推進
- ・地域全体で子育てを支える機運の醸成

■多様な価値観や違いを認め合う意識の醸成

- ・異なる文化に対する理解促進
- ・性的マイノリティーやパートナーシップ制度に対する理解の促進
- ・性別によるアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組の推進

6-3 届出制度

(1) 制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区内において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに市町村に届出が必要となります。

市町村は届出のあった行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請します。

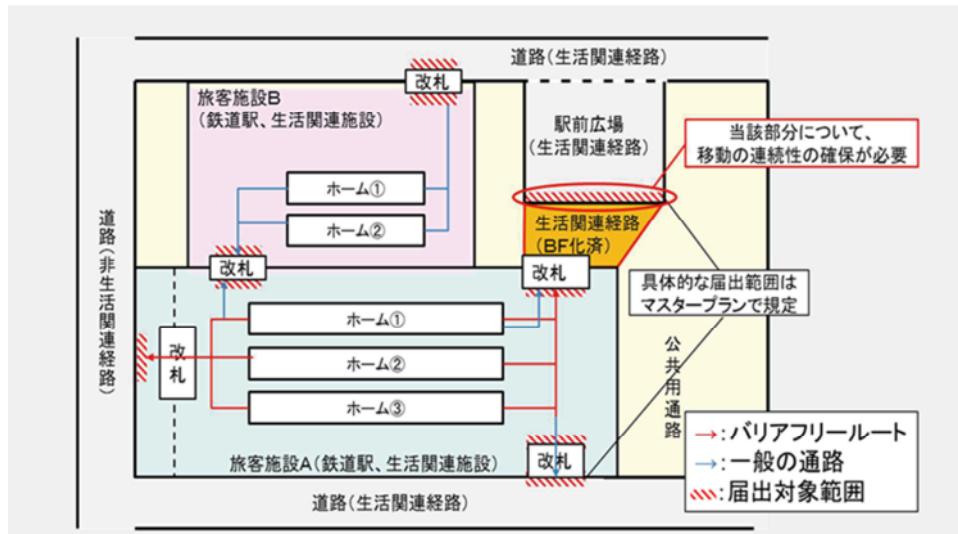
※旅客施設は生活関連旅客施設に限られます。また、道路は生活関連経路である道路法による道路に限られます。

(2) 制度の対象の指定

本市における届出制度の対象とする旅客施設及び道路は、下表のとおりとします

移動等円滑化促進地区	旅客施設 道路	届出の範囲
小杉地区	あいの風とやま鉄道 小杉駅	あいの風とやま鉄道 小杉駅の出入口 (改札・下記の道路と接する部分)
	市道三ヶ 1101 号線 市道三ヶ 1102 号線	あいの風とやま鉄道 小杉駅の出入口と接する部分
新湊地区	万葉線第一イン新湊クロスベイ前駅 スベイ前駅	万葉線 第一イン新湊クロスベイ前駅の出入口 (下記の道路と接する部分)
	市道新湊 88 号線	万葉線 第一イン新湊クロスベイ前駅の出入口と接する部分
	万葉線新町口駅	万葉線 新町口駅の出入口(下記の道路と接する部分)
	市道中央町緑町線	万葉線 新町口駅の出入口と接する部分
大門・大島地区	あいの風とやま鉄道 越中大門駅	あいの風とやま鉄道 越中大門駅の出入口 (改札・下記の道路と接する部分)
	市道新町 10 号線	あいの風とやま鉄道 越中大門駅の出入口と接する部分

図 届出対象のイメージ



第7章 マスタープランの評価・見直し

本マスタープランでは、5年目の令和11年度(2029年度)を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは本マスタープランを見直し、本市のバリアフリー化を維持・継続・発展させていきます。

また、移動等円滑化促進地区内での具体的な事業を実施する機運が醸成したときには、基本構想を作成し重点整備地区を定め、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に進めていきます。

図 PDCAサイクルによる評価・見直し



計画の体系

